

特別代理人（臨時保佐人・補助人）選任申立てについて

●概要

成年後見人（保佐人・補助人）またはその代表するものと本人との利益が相反する行為については、成年後見人（保佐人・補助人）は、特別代理人（臨時保佐人・補助人）の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、成年後見（保佐・補助）監督人がある場合は、この限りでない。成年後見（保佐・補助）監督人がある場合には、同人が本人を代理して上記行為を行うべきものとされている。

利益相反行為に該当する例として、次のようなものがある。

- ① 成年後見人等と本人との売買契約その他有償の財産譲渡行為
- ② 本人の財産を成年後見人等が賃貸借契約・使用貸借契約等により利用する行為
- ③ 本人の財産を成年後見人等に無償で譲渡する行為
- ④ 成年後見人等の債務について本人を連帯債務者あるいは保証人とする行為
- ⑤ 成年後見人等の債務について本人の財産に抵当権その他の担保権を設定する行為
- ⑥ 本人と成年後見人等が共同相続人である場合の遺産分割
- ⑦ 本人と成年後見人等が共同相続人である場合に、成年後見人等は相続放棄をせず、本人に相続放棄をさせる行為

●申立権者

- 成年後見人等

●管轄（申立書を提出する裁判所）

後見等開始の審判をし、またはその事件の係属する家庭裁判所

●申立費用

- 収入印紙 800円分（申立て手数料）
- 予納郵便切手 84円を5枚，10円を10枚

●添付書類

- 特別代理人（臨時保佐人・補助人）候補者の戸籍謄本及び住民票もしくは戸籍の附票
- 利益相反行為関係資料の写し（遺産分割協議書案，契約書案，不動産の登記事項証明書または登記簿謄本など）